

令和 2 年 8 月 2 5 日

川棚町農業委員会「農地等の利用の最適化に関する指針」

川 棚 町 農 業 委 員 会
会 長 寺 井 理 治

記

第 1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という）の改正法が平成 28 年 4 月 1 日施行され、農業委員会においては「農地等の最適化の推進」がもっとも重要な必須業務として明確に位置づけられた。

川棚町においては、平地と中山間が混在しており、それぞれの地域において農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実情に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図る事が求められている。

特に中山間地域では耕作条件が不利な事もあり遊休農地の拡大が懸念される事からその発生と解消に努めていく一方、平地では土地利用型の稲作が盛んな事から、担い手への農地利用の集積・集約化については、農地中間管理事業を活用しながら取り組んでいく必要がある。

以上の観点から、地域の特性を考慮しながら、活力ある農業・農村を築くため、農業委員と・農地利用最適化推進委員（以下推進委員という）が連携し、担当地区ごとの活動を通じて「農地利用の最適化が」一体的に進んでいくよう、川棚町農業委員会の中心として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

尚、この指針は令和 5 年度を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期毎に検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については「農業委員会事務状況実施等の公表について」に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1.担い手への農地利用の集積・集約化について.

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (令和2年3月)	436.9ha	118.0ha	27.0%
目 標 (令和5年3月)	430.0ha	123.0ha	29.2%

担い手へ育成・確保に関する数値目標

	総農家数 (内主業農 家数)	担い手			
		認定農 業者	認定新規 就農者	基本構想 水準到達 者	特定農業団体 その他の集落 営農組合
現状 (令和2年4月)	393	42	3		
目標 (令和8年4月)	393	40	3		

注1:「担い手の育成・確保」の数値は、農業委員会の区域内の農家数頭を確認し、それらを基に「担い手への農地利用集積目標」を定めるためのものである。

また上記の参考値は、【人・農地プラン】等の見直しに当たっても活用する。

注2:現状の「総農家数」は、2015年農林業センサス数値

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

①「人・農地プラン」の作成・見直しについて

川棚町農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題解決のため「地域による協議の場」を通じて、認定農業者などを地域の中心となる経営体と位置付け、それぞれの農業者の意志と地域の実情に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」の見直し実質化に参画する。

②関係機関との連携について

川棚町農業委員会は、町の担当部署である産業振興課、農地中間管理機構、農協、地区やその地区の生産組合等と連携し、(ア)農地中間機構に貸し付けを希望する遊休農地、(イ)経営の廃止・縮小を希望する農家等の農地、(ウ)利用権設定期間が満了する農地などについて、「人・農地プラン」の見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出たと受け手の意向を踏まえマッチングを行う。

③農地の利用権設定等について

管内の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域などの、農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない、または受け手がいない地域では、集落等での話し合いを進め、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用（農地耕作条件改善事業）と併せ地域に応じた取り組みを行う。

遊休農地の発生防止・解消について

（１）遊休農地の解消目標

	管内の農地面積	遊休農地面積	遊休農地の割合
現状 (令和２年３月)	436.9ha(6,285筆)	4.2ha	0.96%
３年後の目標 令和５年３月	430.0ha(筆)	3.2ha	0.73%
目標 令和８年３月	430.0ha(筆)	2.2ha	0.50%

*：農地面積は「耕地及び作付面積統計」における耕地面積＋A判定遊休農地面積

目標設定の考え方

令和８年までに、遊休農地を 2ha 解消する事を目標とする。

（２）遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

①農地パトロール（利用状況調査）と利用意向調査の実施について

農業委員と推進委員の担当制、またはチーム制による農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 30 条第 1 項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第 32 条第 1 項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」に基づき実施する。

尚、従来からの農地パトロールについても利用状況調査の時期に関わらず、適宜実施し農地の適正化に努める。

利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第 34 条に基づく農地の利用関係の調整を行う、利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農地情報管理システム」に反映し農地台帳の精度の向上と公表の迅速化を図る。

②農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸し付け手続きを図る。

③非農地判断について

利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B分類（再生利用困難）に区分された荒廃農地については、現況に応じて対応を図り、守るべき農地を明確化する。

④その他

儲かる農作物や遊休農地に適した作物の情報を管内農協や普及センターから受け、農地の遊休化・荒廃かを防止する。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数(個人)	新規参入者数(法人)
現状 (令和2年3月)	0	0
3年後の目標 (令和5年4月)	1	0
目標 (令和8年4月)	1	1

【目標設定の考え方】

新規参入者の年間目標を1経営体とすることを目標とする。

また、新規参入目標法人の目標を令和8年までに1法人とする

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

①関係機関との連携について

長崎県や全国の農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者(法人を含む。)を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

②企業参入の推進につて

農業部門に参入意向の企業等からの農地貸借の問い合わせも増えている現状を鑑み、地域に担い手が十分にいない地域では農地中間管理機構を活用した企業の参入の推進を図る事も考え、それに対応した環境を整備する。

③農業委員会のフォローアップ活動について

町内において高齢化や労働力不足等により農地の遊休化が深刻な地域については、地域の事情を検証して農地の下限面積の「別段の面積」を検討し新規就農等を促進する。

農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む）の地域へ受入条件の調整等の役割を担う。